連絡先:〒130-0014

東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話: 03-3625-2927

チコ労務管理事務所通信

人手不足対策に欠かせないデジタル リテラシーの向上

深刻化する人手不足問題に対し、多くの企業が様々な対策を講じています。労働政策研究・研修機構の調査によると、小売・サービス業の約60%の企業が正社員の人手不足を感じており、その対応に苦慮しています。

◆ I C T 活用による業務効率化

調査結果によれば、人手不足対策として最も多く実施されているのが「ICTの活用による業務の効率化・自動化」で、約75%の企業が実施しています。他の業界においても、RPAの導入やAIを活用した業務支援システムの実装が進んでいます。今後は、単純作業や定型業務はAIなどを活用し、人は付加価値の高い業務に集中させることが必要です。

◆人材育成とデジタルリテラシーの向上

人手不足対策の成功には既存社員のスキルアップが不可欠です。業務のデジタル化が進む中、社員のICTリテラシー、さらにはより視野の広い「デジタルリテラシー」の向上は企業の競争力強化に直結します。デジタルリテラシーとは、デジタル技術全般を理解し、効果的に活用するための幅広いスキルや能力を指し、ICTスキルに加えて、情報の検索や評価、プライバシーやセキュリティの管理に関する知識・スキルなどが含まれます。

会社はまず、デジタルリテラシー向上の目的を明確にし、全従業員と共有することで、社内の意識統一を図る必要があります。その上で、デジタルスキルに関する知識やノウハウを共有する仕組みを整えたり、教育を行うことが必要です。

◆多様な人材が活躍できる環境づくりも

一方で、調査結果からは、求人募集時の賃上げや採 用方法の多様化、高齢者・女性・外国人材の積極的な 登用も、人手不足対策として重要なポイントであるこ



とがわかります。これらに関する制度整備も、企業が 勝ち残っていくためには必要な取組みでしょう。

【独立行政法人労働政策研究・研修機構「人手不足とその対応に係る調査(事業所調査)―小売・サービス事業所を対象として―|】

https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/248.html

従業員の不祥事発覚時の初動対応

初動対応の基本

従業員による不祥事が発覚した場合、企業がその対応を誤ると、社内外からの信用を大きく損ねてしまう可能性があります。被害を最小限とするために、基本的な対応策を押さえておきましょう。

① 担当者を選任し、事実関係を把握

まずは事実関係を迅速に把握することが重要です。 担当者を選任し、調査に当たります。関係者へのヒア リングや関連資料の確認を通じて、正確な情報を収集 しましょう。その際、誰が、どのように調査を行うの かには慎重な判断が必要です。専門家に相談すること も視野に入れておきましょう。社外からの問合せが想 定される状況であれば、対応方針を決めておくのも重 要です。

② 情報開示とコミュニケーション

不祥事の事実が確認されたら、速やかに情報開示を行います。被害者、株主や取引先、従業員などに対して、誠実かつ透明性のあるコミュニケーションを図ることが信頼回復の第一歩です。確かな事実に基づき、冷静かつ真摯に対応を行います。情報開示の範囲は事案によって異なりますが、社会的影響や被害者保護、再発防止の観点から判断していきます。

③ 被害者対応

不祥事によって被害を受けた方々への対応も重要です。 被害者の立場に立ち、誠実に謝罪し、適切な補償を行う ことで、企業の責任を果たします。信頼を取り戻すため には、迅速かつ誠実な対応が不可欠です。

◆再発防止に取り組む

初動対応のあとは、原因を徹底調査し、内部統制の強化 や従業員教育など、再発防止に取り組むことが重要です。 従業員の不祥事など考えたくないことかもしれません。 ですが、誤った対応をしないよう、準備をしておくこと が大切です。

外国人労働者数が約 230 万人と過去最多 を更新~厚生労働省「「外国人雇用状況」 の届出状況まとめ」より

◆外国人雇用状況の届出状況公表

厚生労働省は令和7年1月31日、令和6年10月 末時点の外国人雇用についての届出状況の取りまと めを公表しました。

日本で働く外国人は 2024 年 10 月末時点で前年と 比べ 12.4%増えて、230 万 2,587 人に上り、過去最 多を更新しました。人手不足を背景に、企業が外国 人の採用を強化しています。

◆外国人労働者数は 230 万 2,587 人で、過去最多を 更新

外国人労働者数は230万2,587人で、前年比で25万3,912人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新しました。対前年増加率は12.4%と、前年と同率でした。

- ◆外国人を雇用する事業所数も過去最多を更新 外国人を雇用する事業所数は34万2,087所で、前年 比2万3,312所増加し、届出の義務化以降、こちらも過 去最多を更新しています。対前年増加率は7.3%と、前 年の6.7%から0.6ポイントの上昇でした。
- ◆国籍別ではベトナムが 57 万 708 人で昨年同様に最多 国籍別ではベトナムが最も多く 57 万 708 人で、外国人 労働者数全体の 24.8%を占めています。次いで中国 40

万8,805人(全体の17.8%)、フィリピン24万5,565人(全体の10.7%)の順となっています。

◆在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」 が71万8,812人で最多

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が 届出義務以降初めて最多となり71万8,812人で、前年 比12万2,908人(20.6%)の増加、次いで「身分に基 づく在留資格」が62万9,117人で、前年比1万3,183 人(2.1%)増加、「技能実習」が47万725人で、前年 比5万8,224人(14.1%)増加しました。

【厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和6年10月末時点)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 50256.html